発行日:2020年06月16日



【新型コロナウイルス緊急経済対策】(全事業種対象)佐々町事業者 支援給付金制度

募集期間

2020年6月15日から2021年3月31日まで

目的

新型コロナウイルス感染拡大により、経済活動縮小の影響で経営が悪化した町内事業者に対して支援を行います。給付金額は1事 業者あたり一律20万円。個人事業主、農業者を含む全業種の事業者が対象です。

支援内容

給付金額

1事業者あたり一律20万円

対象者の詳細

支給対象者(以下の要件をすべて満たす方)

- 1. 法人の場合は、町内に本社又は本店を有する事業者で、令和元年5月1日以前から事業を行っていること。
- 2. 個人事業主(農業者を含む)の場合は、令和2年5月1日以前から町内に住所を有し、「令和元年分の所得税の確定申告書」または「令和2年度町県民税申告書」の「事業(営業等、農業)収入」が全体の収入(年金を除く)の50%以上を占めていること。
- 3. 令和2年3月~5月の任意の1か月の売り上げと前年同月の比が20%以上減少していること。
- 4. 申請日時点で事業を行っており、今後も継続する意思があること。
- 5. 佐々町飲食店事業者支援給付金または、国、県以外の他自治体から本給付金と同様の給付金を支給されていないこと。
- 6. 令和元年12月末までに納期が到来している町税の滞納がないこと。

対象地域



お問い合わせ

産業経済課

電話:0956-62-2101 ファックス:0956-62-3178

担当者

会社名:一般社団法人財務セカンドオピニオン協会

担当 :橋本

住所 :東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については一般社団法人財務セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。 サービスのご利用はお客さまの判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人財務セカンドオピニオン協会 は責任を負いかねます。

補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客さま情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。

≪お客さま情報(企業情報)お取り扱いについて≫

提供先 :株式会社グランドツー(住所:東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話:03-6427-0944) 利用目的 :株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。

提供される内容:該当する可能性がある補助金、助成金